

第7 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 がん対策に係る関係者の役割

「がん患者を含めた県民の視点」に立って、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、県民、行政及び医療関係者等は、相互に連携しながら、必要な対策に主体的に取り組む。

(1) がん患者を含む県民の役割

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響やがん検診の重要性等、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、がん検診を受けるよう努める。

がん医療を受けるに当たっては、医療従事者との協力関係を築き、自らも積極的かつ主体的に医療に参加するよう努める。

(2) 県の役割

本計画に基づき必要な対策を推進するとともに、がん対策基本法や本計画に基づき、がんの予防や早期発見、相談支援、医療提供体制の整備等の各施策が円滑に推進されるよう、必要な調整や進捗状況の把握及び評価を行う。

(3) 市町の役割

住民や県との連携の下、がん予防に関する正しい知識の普及や、がん検診の受診率及び精度の向上をはじめ、地域において必要な対策の推進に努める。

(4) 医療保険者の役割

県や市町が行うがん予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努める。

(5) 医療機関及び医療従事者等の役割

県や市町が行うがん対策に協力し、がんの予防に寄与するとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療の提供や、がん患者等が必要とする情報の提供に努める。

特に、がん診療連携拠点病院は、地域の病院・診療所等と機能分担し、相互に連携を図りながら、最新の治療や緩和ケアなど専門的ながん医療の提供はもとより、患者や家族に対する情報提供・相談支援、医療従事者の研修等を行い、地域のがん医療水準の向上に努める。

また、がん診療連携協議会は、がん診療連携拠点病院をはじめがん診療に携わる機関と連携し、地域連携クリティカルパスの作成、緩和ケアや相談支援等の機能強化、がん登録の精度向上など、本県のがん医療の向上に向けて、必要な課題に取り組む。

(6) 医療関係団体の役割

県や市町が行うがん対策に協力するとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、がん患者等が必要とする情報の提供に努める。また、良質かつ適切ながん医療が提供されるよう、

団体の構成員の資質向上や、地域における医療連携体制の整備に努める。

(7) 検診機関の役割

検診機関は、県や市町が行うがん対策に協力するとともに、科学的根拠に基づく検診を実施し、精度管理の向上に努める。

2 計画の推進

県は、がん対策推進計画を実効あるものとして総合的に推進するため、がん患者及びその家族、がん医療従事者、学識経験者等で構成する協議の場を設け、毎年、計画の進捗状況の把握に努めるとともに、計画の具体的な推進方法等の協議を行う。

3 計画の評価及び見直し

県は、がん対策基本法第11条第4項の規定に基づき、がん対策推進計画の目標の達成状況の把握及び評価を行うとともに、少なくとも5年ごとに、がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するものとする。